

活動報告書兼領収書等添付票

項目		調査研究費						
整理番号		1						

①	年月日・時間	令和5年7月21日、令和6年3月11日						
②	場所							
③	相手方	徳島県議会各種議員連盟						
④	参加者							
⑤	目的・内容	徳島県議会各議員連盟 令和5年度会費						
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額（円）	按分率（ / ）	充当金額（円）	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費		
		会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費返金		
		会費	2,000	10/10	2,000	徳島県議会防災対策議員連盟 会費		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会教育を考える議員連盟 会費		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟 会費		
		会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟 会費返金		
		会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会日韓友好促進議員連盟 会費		
	合計	12,000		12,000				

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）				会派使用欄	
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である				経理責任者審査 	
☑ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている					
☑ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない					
☑ 費用弁償が支給される公務日との重複はない					

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

令和5年7月21日

立川 了大 様

¥5,000-

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟 領 収



返金証明証

令和6年3月11日

立川 了大 様

¥1,000-

令和5年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟 返 金



領 収 証

令和5年7月21日

立川 了大 様

¥2,000-

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会防災対策議員連盟 領 収



領 収 証

令和5年7月21日

立川 了大 様

¥3,000-

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会教育を考える議員連盟 領 収



領 収 証

令和5年7月21日

立川 了大 様

¥ 3, 0 0 0 -

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟 領 収



返金証明証

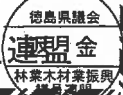
令和6年3月11日

立川 了大 様

¥ 1, 0 0 0 -

令和5年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟 領 金



領 収 証

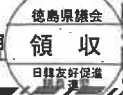
令和5年7月21日

立川 了大 様

¥ 1, 0 0 0 -

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会日韓友好促進議員連盟 領 収



活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和6年3月6日						
② 内容	発行部数：42,100部 配布方法：郵送 及び 手渡しによる 内容：県政報告書を作成・印刷し、県内において上記の配布方法により地域住民に配布し、広報広聴活動を行う。						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物 写 し
	制作・ 印刷費	283,800	10/10	283,800	県政報告書作成・印刷一式（デザイン、画像処理、版代、印刷、裁断加工、折り加工）	✓	
		77,154	10/10	77,154	フィルム封筒 42,000枚		
		66,000	10/10	66,000	封入・封かん作業 30,000部		
	郵送費	1,121,250	10/10	1,121,250	地域指定配達 藍住町 北島町 松茂町 15,375部×34円＝522,750円 16,625部×36円＝598,500円		✓
		340,578	10/10	340,578	地域指定配達 板野町 上板町 10,017部×34円＝340,578円		✓
	合計	1,888,782		1,888,782			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

（注）郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領收証

立川 了大 様

但し 用品一式

として、記載金額を領収しました。

領収日 2024年2月27日

〔電子領収証につき、印紙不要〕

株式会社マテリアル

NY 221-0844

神奈川県横浜市神奈川区沢渡45-1

ルピナス横浜西口2F

TEL:045-315-7355 FAX:045-315-6749

金額

¥283,800

(消費税込)

↑ 切り取ってご使用ください。

品名	詳細	数量	単価	金額
県政報告ビラ	レイアウト、画像処理、テキスト処理、校正、版代、印刷・断裁等一式			
	42,100部(A3サイズ、コート紙90kg、両面4色、DM折り加工)	1 式	261,460	261,460
	※最安印刷／紙面確定後7営業日前後の発送となります。			
送料(梱包費含む)		1 回	1,000	1,000
※送料は、原則1回1,000円(税別)が別途発生します(貨物配送の場合は、別途お見積となる場合がございます)。				
調整		1 式	△ 4,460	△ 4,460
※本紙は税法及び印紙税法等に基づいて発行しております			小計	258,000
備考			消費税(10%)	25,800
			合計	283,800

2024年 2月 14日

領 収 書

立川了大

様

¥ 77,154 -

但し ビニール封筒代(2月14日銀行振込分) として

上記正に領収致しました。

電子領収書
につき印紙
不要

内 訳

税抜金額	¥ 70,140 -
消費税額	¥ 7,014 -
消費税率	10 %

株式会社ジブリック

〒 550-0027
大阪府大阪市西区九条1-19-3
TEL:06-6581-6150
登録番号:T8-1200-0113-9339

株式会社
ジブリック

領 收 書

立川了大 様

健祥苑授産センター金太郎

T. 771-1151

徳島県徳島市応神町古川字北26-1

TEL: 088-641-5188

FAX: 088-641-5186

請求先コード: 327-0

下記の内容について、領収致しました。

領収日	領収金額
令和06年03月26日	66,000

[illegible]

領収書

毎度ありがとうございます。

お客様名：立川 了大様
お客様番号：
住所：〒 771-1265
徳島県板野郡 藍住町住吉字神蔵 1 6 7

料金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	1	2	1	2	5	0

別納引受
(内訳)

収納内訳	
現金	1,121,250円
証紙	-
切手	-
小切手	-

<種別>	<特殊取扱>	<量目/サイズ>	<通(個)数>	<単価(円)>	<料金(円)>	<摘要>
ゆうメール特別 区内		25.0g 1.0cm未満 小計	15,375	34	522,750 522,750	
ゆうメール特別 県内		25.0g 1.0cm未満 小計	16,625	36	598,500 598,500	

料金計	1,121,250円	割引計	0円	課税計(10%)	1,121,250円	
				(内消費税等(10%))	101,931円	
				非課税計	0円	お預り 現金 1,121,250円
				合計	1,121,250円	おつり 0円

上記のとおり領収しました。

〒 100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
連絡先：徳島中央郵便局
電話番号：0570-943-718
登録番号：T1010001112577
発行番号：240327d0001
発行日時：2024年 3月27日 10:46



印紙税申告納
付につき麴町
税務署承認済

領収日
2024. 03. 27

領収書

毎度ありがとうございます。

お客様名： 立川 了大 様
お客様番号： XXXXXXXXXX
住所： 〒 771-1265
徳島県板野郡 藍住町住吉字神蔵 1 6 7

料金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	3	4	0	5	7	8

別納引受
(内訳)

収納内訳	
現金	340,578円
証紙	-
切手	-
小切手	-

<種別>	<特殊取扱>	<量目/サイズ>	<通(個)数>	<単価(円)>	<料金(円)>	<摘要>
ゆうメール特別		25.0g	10,017	34	340,578	
区内		1.0cm未満				
		小計			340,578	

料金計	340,578円	割引計	0円	課税計(10%)	340,578円		
				(内消費税等(10%))	30,961円		
				非課税計	0円	お預り 現金	340,578円
				合計	340,578円	おつり	0円

上記のとおり領収しました。

〒 100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
連絡先： 鴨島郵便局
電話番号： 0570-943-934
登録番号： T1010001112577
発行番号： 240322d0001
発行日時： 2024年 3月22日 10:21



印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

領収日

2024. 03. 22

令和6年3月発行

料金別納郵便

タウンプラス
板野郡にお住いの皆様へ

徳島県議会議員

たてかわ

立川のりひろ

県政報告 — 令和6年3月号 —

【発行者】徳島県議会議員 立川了大
〒771-1265 徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵167



立川のりひろ プロフィール

昭和55年6月1日生まれ43歳
板野選挙区選出 2期目

所属委員会など

文教厚生委員会 委員
消費者・環境対策特別委員会 委員
監査委員
議会改革検討会議 座長



立川の質疑の様子は、
映像でもご覧になれます

立川のりひろ お問い合わせ先 〒771-1265 徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵167
☎088-676-3222 ☎088-692-6687 ✉tatekawanorihiro@gmail.com

ご挨拶 — 2期目最初の一般質問を終えて —

皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より格別のご指導ご支援を賜り心から感謝申し上げます。

徳島県議会議員として2期目の任期も早1年が過ぎ去ろうとしています。

今任期も、①くらしの安心と安全 ②子どもの命と未来を守る ③災害に強い街づくり ④未来につながる地域活性化 ⑤若者の政治参加、この5つを基本理念とし、県政に関する様々な質問・提言を行い、初心を忘れることなく、小さな事にこそ誠心誠意取り組んで参ります。

令和5年12月に今任期初となる一般質問に挑み、その質問内容を中心にご報告させていただきますとともに、「政治は人なり、くらしは政治なり」の理念のもと、責任世代として、健康的な徳島県の未来を次世代に引き継ぐため、しっかりと地域の声を届け続ける議員活動に邁進してまいります。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

徳島県議会議員 立川了大



◎妊婦歯科健診の拡大について

【立川の質問】

女性が妊娠すると、ホルモンバランスの変化やつわりによる歯磨き不足等が原因で、妊娠性歯肉炎など口腔衛生環境が悪化しやすくなると言われている。なかでも、歯周病の悪化は、早産や低体重児出産のリスクが高まるとともに、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群などの合併症、さらには、精神面にも影響をもたらすとの報告があり、こうしたリスクを回避するためには妊婦歯科健診が大変重要である。

各市町村において妊婦健診が実施されているが、産婦人科医による健診が中心となっており、本県では歯科健診を行っている市町村は少ないと聞いている。妊婦の歯科健診受診が進むことにより、良好な口腔環境が出産リスクの減少につながり、少子化対策の一助にもなると考えられることから、この取組を全県に広げる必要がある。

国も口腔ケアの重要性は認識しており、骨太方針では、生涯を通じた歯科健診の具体的な検討を進めることとしており、徳島県議会でも、去る9月定例会にて、「国民皆歯科健診の実現を求める意見書」の提出を議決した。

妊娠期における歯周病については、低体重児および早産のリスクが高くなり、そのリスクは実に7倍にもものぼるといわれ、タバコやアルコール、高齢出産などよりもはるかに高いリスクになっているとの報告もあり、より一層、周知啓発していく必要がある。

今後、妊婦の口腔ケアを促進するため、妊婦歯科健診の全県への拡大に向けて、どのように取り組んでいくのか。

【志田副知事の答弁】

歯と口腔の健康は、全身の健康の源と言われており、妊婦の口腔ケアは、妊婦の健康増進のみならず、胎児の健康にも影響する大変重要なものと認識している。

このため、県では、徳島県歯科口腔保健推進計画の中で、妊娠期及び乳幼児期等の歯科保健対策を重要な柱の一つと位置づけ、生まれてくる子どもの健康を守るためにも、妊婦自らの口腔内の健康管理や生活習慣の改善が重要であることについて、県歯科医師会や産科医療機関等と連携し、積極的に啓発を行ってきた。

また、県内5市町では、妊婦歯科健診を実施しており、妊婦の口腔ケアを一層促進していくためには、こうした取組を拡大していく必要があると考えている。

そこで、県においては、市町村における更なる取組を促進するため、市町村の母子保健担当者を対象とした研修会において、妊娠期の口腔ケアの重要性や、歯科健診の必要性について理解促進を図るとともに、先行実施している市町の取組紹介を行うなど妊婦歯科健診の実施に必要なノウハウを横展開していく。

加えて、地域の実情に応じた歯科口腔保健をさらに推進するため、今年度より、国の歯科健診に係る補助金が拡充され、要件も緩和されたことから、この補助金を活用しながら、妊婦歯科健診の導入につながるよう、市町村への働きかけを強化する。

◎医療的ケア児等の支援の充実について

【立川の質問】

日常的に人工呼吸器やたんの吸引などが必要な医療的ケア児とそのご家族を支援するため、令和5年1月、徳島赤十字ひのみね医療療育センターに徳島県医療的ケア児等支援センターが開設された。

文教厚生委員会の県内視察で、ひのみね支援学校を訪問し、ケア児の特性や状況に応じた教育や支援をされている様子を見せていただいた。意見交換の中で、増加する相談に対応し、ケア児を継続的に支援していくには、センター中心の支援だけでは難しいこと、重症心身障がいのあるケア児が在宅の場合、ご家族は呼吸器モニターや酸素の濃縮機の対応など、夜中もアラーム音が鳴り、睡眠時間が確保できず、ご家族の負担が大きいことや、災害時の対応に不安の声がある等の状況をお聞きした。

医療的ケア児とご家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活を確保するためには、地域での支援体制のネットワークづくりが重要と考える。徳島県医療的ケア児等支援センターの開設から1年を迎えようとしているが、今後、医療的ケア児等の支援の充実に向け、どのように取り組んでいくのか。

【森口保健福祉部長の答弁】

徳島県医療的ケア児等支援センターには、看護師、相談支援専門員の資格を有する2名のコーディネーターを配置し、医療的ケア児やご家族からの様々な相談に対し、助言を行うとともに、相談内容に応じて、市町村、医療、保健、福祉、教育等関係機関と連携し、必要な支援につなげるネットワークづくりを進めてきた。

1年にわたるセンターの活動を通じて、①医療的ケア児にとっての各種制度窓口となる市町村の相談・支援体制の充実、②医療的ケア児が在宅で利用できるサービスの拡充、③災害発生時に特に配慮が必要な医療的ケア児への災害時の備えなど、早急に対応すべき課題が明らかになった。

そこで、支援体制の強化を図るため、養成した地域コーディネーターの更なるスキルアップに向け、フォローアップ研修の実施や専門的助言を行うアドバイザーの派遣を実施し、地域での対応力向上を図ってまい。また、在宅サービスの拡充に向けては、通所事業所等の職員に対し、スキルアップ研修を実施し、受入れ促進を図るとともに、災害時支援の強化に向けては、新たな災害時対応ガイドブックの作成、啓発などの取組を推進する。



令和5年度
写真で見る
立川の活動

◎ ネット上のトラブルから児童生徒を守る取組について

【立川の質問】

インターネット上のトラブルが増加していることから、児童生徒への情報モラル教育をはじめ、未然防止に向けた取組が極めて重要である。スマートフォン等の普及などにより、子どもたちのインターネット利用が広まっており、内閣府の令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査によると、満10歳から満17歳の「青少年」の実に98.5%がインターネットを利用していると回答している。また、0歳から満9歳までの74.4%がインターネットを利用しており、インターネットは、子どもたちの生活と切り離すことは難しく、利便性を得る一方で、インターネット利用の長時間化、コミュニティサイトにおける犯罪被害の増加やLINE外しをはじめとしたネット上のいじめなどが深刻化している。

SNS等の利用を通じて簡単にお金を稼げる等、好条件をうたうアルバイトに応募し、犯罪に加担、逮捕される、いわゆる「闇バイト」や性的な接触を試みる「グルーミング」など、インターネット犯罪に巻き込まれることなどが大きな問題となっており、早急な対策が求められている。教育委員会においては、子ども達がネットトラブルの被害者にも加害者にもならないため、どのような取組を行っていくのか。

【神教育長の答弁】

令和4年度の本県の小・中学校におけるインターネット上のいじめの認知件数は、過去最多となっており、未然防止に向けた取組はもとより、情報モラル教育の一層の強化が、極めて重要であると認識している。

若年層におけるSNSなどインターネット上の新たなトラブルが増加傾向であることから、現在、警察本部と連携し、ネットパトロールの知見や実例をもとに、①性犯罪を目的として近づく行為である「グルーミング」、②犯罪行為により報酬を得る「闇バイト」など、ネットの危険性について理解を図る啓発資料を作成しており、リーフレットを活用したグループ討議や全体交流を行い、児童生徒が主体的に考える機会を設けることとしている。

県教育委員会としては、情報モラルや情報リテラシーの向上に努めるとともに、情報社会を生きる子どもたちが、自ら正しく判断し、SNSなどのインターネットを適切に利用できるよう、しっかりと取り組む。

◎ 主権者教育の推進について

【立川の質問】

20歳以上だった選挙権が平成28年から18歳以上になり、令和4年度からは、約140年ぶりといわれる民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられるなど、子どもたちに主権者として必要な資質、能力を身に付けていくための主権者教育の重要性はますます高まっている。というも、若者にとって、政治は身近なものではなく、その結果、若者の投票率が低下しているという現実があるからである。

今後、未来を担う若者の投票率を向上させるためには、主権者教育こそが、大きな鍵となるのではないと思う。主権者教育を推進していくためには、子どもたちが政治や行政の仕組みを座学で勉強するだけでは不十分であり、実践的に学ぶことができる取組が必要である。

主権者教育を熱心に取り組んでいる藍住町では藍住町中学生議会を開催し、近未来実行型主権者教育と位置づけ、50万円の予算を使って、中学生が議論した施策を実現させた。

このように、子どもたちが考えた政策を実現し、形に残す事で、社会の構成員としての意識を高め、地域に愛着を生むことにつながる。県教育委員会として、実現型的主権者教育を進めるべきと考えるが、御所見は。

【神教育長の答弁】

主権者教育は、政治の仕組みや選挙の知識を習得させるにとどまらず、体験的な活動を通して政治をより身近に感じ、合意形成の在り方を実感できるようにすることが重要と認識している。

また、子どもたちが身近な地域の課題等を主体的に考え、意見を表明し、そのことが実現することは、主権者教育の推進や地域への愛着形成という観点からも価値があると思う。

これまで各学校においては、松茂町立松茂中学校の地域と協働した子ども食堂の設置、川島高校の吉野川市、飲食店と連携して開発した川高ジェラートによる桑の実のブランド化など、地域課題の解決に向けた、児童生徒の主体的な取組が行われてきた。

市町村においても、小中学生による子ども議会や、地域の高校と連携した取組が進められており、県教育委員会としては、児童生徒が体験的な活動を通して、地域課題について考えた成果を具現化するとともに、その成果を県下に広げていくことによって、社会参画意識の更なる醸成につながる主権者教育を推進する。

◎ 阿波おどりの世界展開による情報発信について

【立川の質問】

日本三大盆踊りにも数えられる「阿波おどり」は、今では世界各地に広がり、観る者・踊る者の思想・信条に関係なく人々を笑顔にしてくれる平和の象徴とも言えるものである。

今年の秋の阿波おどりでは「世界阿波おどりコンテスト」が初めて開催され、アメリカと上海からも御参加いただいた。コンテストという枠組みの中で、技量を争い、1番を目指すことは当然であるが、阿波おどりを手段として、どのように自分たちを表現するのか。

最優秀賞に輝いたアメリカ連の踊りは、ネイティブアメリカンの民謡から始まり、ジャズのリズムも取り入れた「アメリカン阿波おどり」であり、国に誇りを持ち、しっかりと阿波おどりでアメリカを表現していただいたことに、改めて、阿波おどりの持つ無限の可能性に気づかされた次第である。

海外で活動されている方々は、誰に強制されるでもなく阿波おどりを始め、母国の文化と阿波おどりを融合させた上で、自発的に踊りの輪を広げており、そして何より「いつかは聖地・徳島に訪れたい」と思ってくれている、いわば徳島の関係人口となっている。

そのため、徳島の魅力を海外に発信するに当たっては、阿波おどりを活用することが効果的な広告宣伝となると考えられ、例えば、海外へ阿波おどりを派遣し、本場を体感いただくことや、コンテストという形で聖地・徳島の踊り手との交流を深めていただくなど、海外で活動する方々との連携を強化することが必要であると考えます。

阿波おどりを世界に展開し、徳島の魅力を国内外に発信し誘客につなげるために、どのように取り組むのが、御所見は。

【伊藤副知事の答弁】

秋の阿波おどりの中では、聖地・徳島で踊りたいという気持ちを抱く方々が参加できる「世界阿波おどりコンテスト」を初開催し、それぞれの地域の文化を取り込んだ踊りを披露いただいたところであり、コンテスト後には、踊り手のモチベーションが高まることで、更に練習に打ち込み阿波おどりの魅力の自発的な発信につながる、という好循環が生まれている。

さらに、音楽サイトに配信した阿波おどりの鳴り物が世界でトレンド入りし、これをBGMにした踊り動画コンテストを開催し、投稿者同士の間で「徳島の阿波おどりで会いましょう」という新たな交流が生まれるなど、阿波おどりをきっかけに生まれる人の繋がりがグローバルな広がりを見せている。

こうした流れを更に加速させるため、動画コンテストの第2弾を開催するとともに、来年2月にタイ・バンコクで開催される「JAPAN EXPO THAILAND 2024」では、大学や高校の部活動などで技量を磨き、踊りに青春を捧ぐ阿波おどりの未来を担う徳島の若者たちの代表が、ステージに上がり、踊りを披露することとしており、今後も、世界中に阿波おどりの踊り手を増やしていき、阿波おどりを媒介に世界と繋がる徳島を実現できるよう尽力して参る。

◎EV（電気自動車）の普及加速について

【立川の質問】

本県では、世帯あたりの自家用車保有台数が全国平均を上回り、自動車への依存度が高く、脱炭素化を進める上でEVの普及が望まれるが、ガソリン車との価格差があるほか、ガソリンスタンドと比較して圧倒的に少ない充電設備もネックになっている。

中山間地域では、人口減少により、地域のガソリンスタンドがなくなるという心配の声も聞かれ、家庭で充電できるEVへの注目度が高まっているが、外出時の万が一の電欠に備えるためには、公共充電スタンドの整備が急がれる。

本県の充電設備の現状は、200口程度と全国平均の638口と比較しても少なく、中山間地域では、充電器のない「空白地域」もあり、設置数の飛躍的な拡大が望まれる。一方で、設置にあたっては、初期費用の負担が大きいことや、ランニングコストも課題となることから、設置する場合の負担を抑えた持続可能な充電インフラ整備が求められる。

安心してEVで移動できるよう、利便性が高く持続可能な充電インフラ環境を早急に整備するとともに、EVの普及加速を先導する観点から、県公用車へのEVの積極的な導入を図るべきと考えるが、御所見は。

【後藤田知事の答弁】

2020年における本県の二酸化炭素排出量のうち、運輸部門からの排出量は約16%で、このうち、自動車の排出量は約90%を占めることから、走行時に温室効果ガスを排出しないEV（電気自動車）の普及加速が不可欠であると考えている。

EV充電環境の戦略的な整備を推進することとし、具体的には、2030年までに、現在の10倍となる「2,000口」の設置を目指し、防災拠点をはじめ設置場所に応じた設備導入や、概ね40km圏内に充電器のない空白地域の解消を進める。

また、整備手法としては、現在、民間の充電事業者においては、国の補助制度を活用することで、設置先の負担なく設備を導入し、持続可能性にも配慮したサービスが展開されており、本県においても、こうした民間サービスを活用し、県下全域への普及拡大に繋げるべく、年度内にも事業者の公募・選定を行って参る。

県公用車におけるEVの導入につきまちは、脱炭素化はもとより、災害時の電力供給機能も期待できることから、現状4台に止まる公用EVについて、リース契約による更新の機会を捉え、導入拡大に向け、積極的に取り組む。

◎エシカル消費の推進について

【立川の質問】

2022年の市場規模が前年比24%増、過去10年で最大となるなど、エシカル消費のマーケットは着実に広がりつつある。

一方で、環境に配慮した商品や、フェアトレード商品など、エシカル消費につながる商品やサービスが色々あるが、量販店やスーパーに行っても、どの商品がエシカルなのか、どこにあるか、一般の消費者には、なかなか分からないのが実情である。

徳島県では、平成30年度に、全国初となる「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」、通称「エシカル条例」が制定されており、条例制定を機に、消費者教育や普及啓発が強化され、消費者庁新未来創造戦略本部との連携効果もあり、エシカル消費に対する県民の認知度は、大きく向上していると聞く。

こうした状況を好機として、エシカル消費の実践拡大へと繋げていくことが重要であり、そのためには、消費者である県民誰もが、エシカル商品を身近に選択できる環境づくりが不可欠と考える。持続可能な徳島の実現に向け、エシカル消費が身近で実践できる環境づくりを強化すべきと考えるが、御所見は。

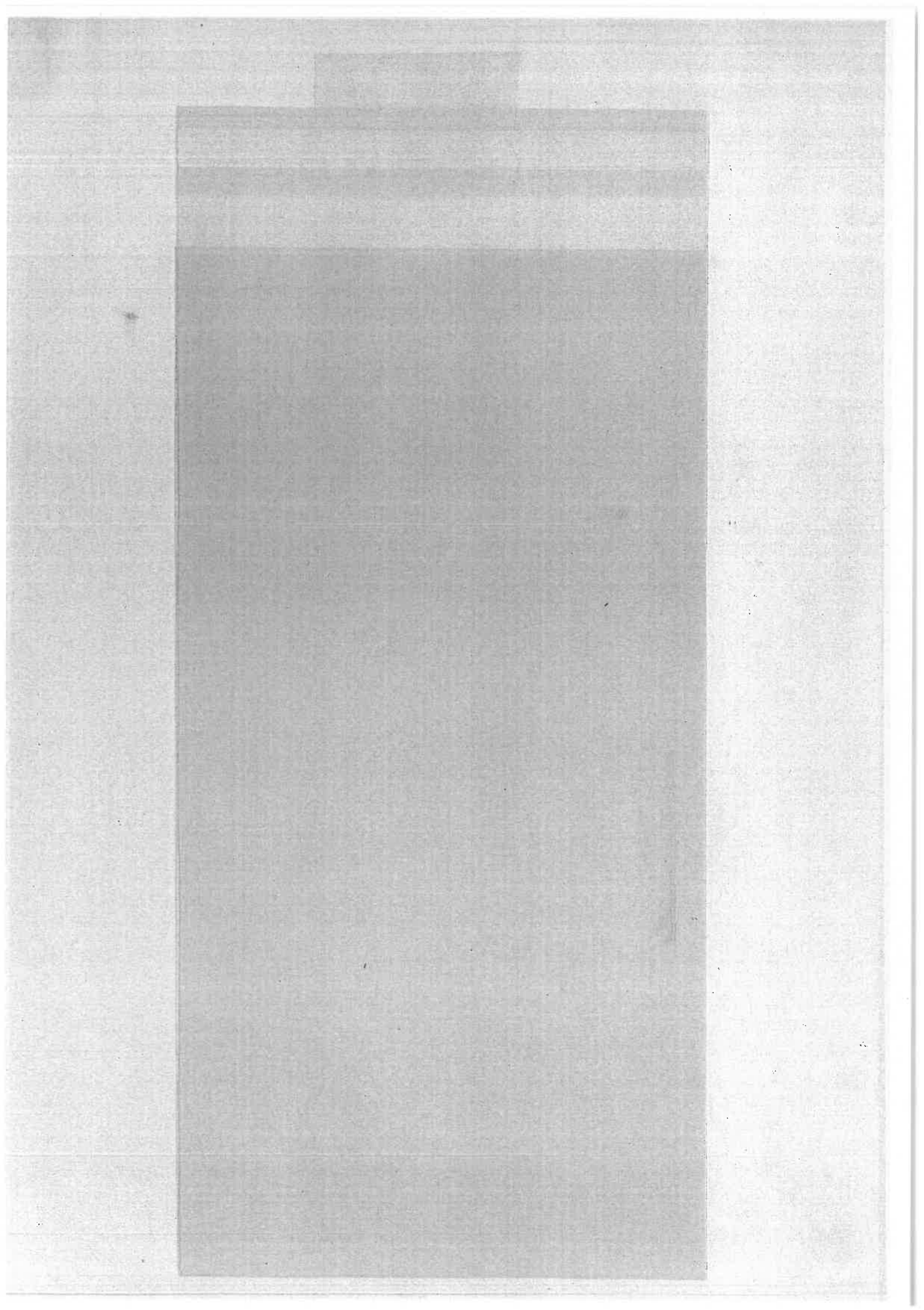
【谷本政策監の答弁】

本県では、全国に先駆けて制定された徳島県消費者市民社会の構築に関する条例の理念のもと、未来の担い手である若者に対しては、①県内全公立高校へのエシカルクラブの設置、②今年26日、第5回記念を迎えるエシカル甲子園、③とくしま国際消費者フォーラムでの、とくしまエシカル・高校生委員会による取組発表、④タイをはじめ、ASEAN諸国と県内の大学生等との定期的なオンラインミーティングの実施などを通じ主体的な活動を促進してきた。

本県における昨年度のエシカル消費の認知度は、58.8%と、調査開始以来5年連続で向上し、去る11月、消費者庁が公表した令和5年度消費生活意識調査による全国の認知度、29.3%の2倍以上に達している。

県では、日々の生活における実践の場として、エシカル商品を示すわかりやすい表示や、専用コーナー設置を県内スーパーに働きかけるなど、エシカル消費の実践拡大へと確実に繋がる環境づくりの強化について、しっかりと検討を進め、具現化を図る。





活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
聖教新聞 2023年4月～2024年3月	23,208	10/10	23,208	
公明新聞 2023年4月～2024年3月	22,644	10/10	22,644	
合計	45,852		45,852	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。
(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 充実に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

新聞購読料 領収証

五川了大

様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2023年 4月分 ~ 2024年3月 領収日 5月8日

領収金額

¥45852

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	×12ヶ月	23208

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1887	×12ヶ月	22644

販売店 住友 信久
住 所 鳴門市撫養町南浜字東浜4-1-7
TEL 088-683-1666 FAX 088-683-1667

お申込No.

